

報道関係者各位

令和元年10月16日

八丁味噌協同組合

GI制度により登録された「八丁味噌」に関する 当組合の審査請求に関するご報告

冠省

当組合は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく平成29年12月15日付の農林水産大臣による「八丁味噌」の登録（登録番号第49号。以下「本件登録」といいます。）に関して、「江戸時代初期から伝統的な製法で造り続ける当組合の『八丁味噌』とは異なる生産品の登録である」ことからこれを不服として（※1）、農林水産大臣（以下「審査庁」といいます。）に対し、平成30年3月14日付で行政不服審査法に基づく不服申立て（以下「本件審査請求」といいます。）を行いました。

その後、1年以上にわたって審査庁において審理が行われてまいりましたが、審査庁が「(当組合の) 本件審査請求を棄却すべき」との裁決案（審理員意見と同旨）を行政不服審査会に対して諮問したところ（※2）、行政不服審査会は令和元年9月27日付答申書にて、「上記『本件審査請求は棄却すべきである』との審査庁の判断は、現時点において妥当とはいえない」との答申（以下「答申」といいます。）をしました（※3）。

これによって、審査庁は今後、この答申を踏まえて裁決を行うこととなりました（※4）。

答申の内容は審査庁を法的に拘束するものではないので、これによって従前の「本件審査請求を棄却すべき」との審査庁の判断が覆されるという確証はありませんが、行政不服審査会が当組合の主張を一部認めてこの答申をしたものでありますから、今回の答申の内容は非常に大きな意義があります。

そこで今までご協力、ご支援を賜りました皆様にご報告させて頂くことと致しました。

また、本件審査請求の過程において、「岡崎の伝統を未来につなぐ会」代表の堀越哲美愛知産業大学学長を始め多くの有識者の方々並びに多くの一般市民の皆様からご声援を頂き、本件登録の見直しを要望するご署名を7万名以上の方から頂戴しました（※5）。

そのほか、生活協同組合など消費者団体様には、消費者の目線に立ち、何度も会員様向けチラシにおいて取り上げていただきました。

改めて皆様方にこの場をお借りして、深く感謝を申し上げるとともに、今後も当組合の主張を訴え続けていきますので、引き続きご協力の程よろしく願います。

なお、ご質問等につきましては、後記「本件に関するお問い合わせ」宛てお願いいたします。なお、ご質問等をお受けするにあたり、ご質問内容の正確な把握、また、可能な限り正確に回答させて頂くために、FAXやメールによる方法をご案内させて頂く場合がございますので、ご了承下さい。

草々

- ※1 添付資料「本件登録（G I）に係る八丁味噌と当組合の八丁味噌の違い」ご参照
- ※2 添付資料「行政不服審査法」（新法）の概要」の〈審査請求の基本的な流れ〉の「⑦諮問」ご参照
- ※3 添付資料「これまでの経緯について」、「行政不服審査会の答申の要旨及び考察」ご参照
- ※4 添付資料「行政不服審査法」（新法）の概要」の〈審査請求の基本的な流れ〉の「⑨裁決」ご参照
- ※5 添付資料「地理的表示保護制度（G I）における『八丁味噌』の登録見直しに関する要望」（アンケート結果）ご参照

【添付資料】

1. 行政不服審査法（新法）の概要
※総務省HP内 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000591908.pdf) から抜粋
2. これまでの経緯
3. 本件登録（G I）に係る八丁味噌と当組合の八丁味噌の違い
4. 行政不服審査会の答申の要旨及び考察
5. 地理的表示保護制度（G I）における『八丁味噌』の登録見直しに関する要望」（アンケート結果）
6. F A Q

<本件に関するお問い合わせ>

八丁味噌協同組合

合資会社八丁味噌（屋号 カクキュー）企画室 兼 品質管理部 野村健治

TEL：0564-21-0154 FAX：0564-25-0513 E-mail：factory@hatcho-miso.co.jp

株式会社まるや八丁味噌 社長室 石原友保

TEL：0564-22-0222 FAX：0564-23-0172 E-mail：isihara@8miso.co.jp